

ProTranslator EXPRESS/ProTranslator EXPRESS-Light
サービスレベルと利用規約

2024年12月9日改定 Rev.4.1

日本特許翻訳株式会社

【 ProTranslator EXPRESS/ProTranslator EXPRESS-Light サービスレベル 】

1. 本サービスの内容

日本特許翻訳株式会社独自のニューラル機械翻訳システム『ProTranslator EXPRESS/同-Light』を用いた機械翻訳サービスの提供

2. 本サービス利用可能時間（除くシステムメンテナンス、障害発生時）

除くシステムメンテナンス、障害発生時）

ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス 1 日 24 時間、1 週 7 日。

3. サポートサービス

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。

（1）内容と種類

- ①本サービスに関する質問への回答
- ②障害復旧に関する質問への回答

（2）サービス窓口（連絡先）

電話 03-5652-8935

電子メールアドレス info2@npat.co.jp

を定めるものとします。

（3）サービス時間

電子メールによる問い合わせを基本とし、

月曜から金曜（祝日を除く）の 9 時～17 時でメール対応いたします。

緊急の場合のみ電話の問い合わせが可能、月曜から金曜（祝日を除く）10 時～17 時

【 ProTranslator EXPRESS/ProTranslator EXPRESS-Light サービス利用規約 】

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

- 日本特許翻訳株式会社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス契約利用規約（以下「利用規約」という）に基づき、本サービスを提供し、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対し本サービスの非独占的利用を許諾します。

第2条 (定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

「ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス利用規約」に基づきおこなう ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス（詳細なサービス項目は第4章参照）

(2) ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ

メールアドレスで識別されるユニークなユーザ ID をもち、本サービス提供を受ける者

(3) 利用規約

本サービスの提供に関する日本特許翻訳株式会社及び ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの責任とユーザが遵守すべき事項を利用規約とします。

(4) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア及び当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(5) ユーザ ID

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号

(6) パスワード

ユーザ ID と組み合わせて、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号

以下、ProTranslator EXPRESS/同-Light サービスを受けるユーザを ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザと記載します。

第3条 (通知)

- 当社から ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへの通知は、利用規約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、FAX、書面又は当社ホームページ、本サービスのWEBサイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへの通知を行う場合には、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対する当該通知は、それぞれ電子メール等の送信時又はWEBサイト等への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権等の知的財産権は当社に帰属し、本サービスは日本の著作権法その他に関連して適用される法律等によって保護されています。本サービスとともに提供されるマニュアルならびにチュートリアルなどのドキュメント、パンフレット、技術資料等の関連資料についても同様とします。
2. 当社は ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対し、本サービスの利用を非独占的に許諾するものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが取得するものではありません。なお、本サービスにより得られる翻訳ファイルなどの納品物については、当社が知的財産権を ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対し請求することはありません。
3. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザがその所属機関および関連会社（親会社、子会社など資本関係にある会社）内において、電子的手段による複製、データベース化、フォーマット変換、編集、印刷、印刷物の複製を許諾します。
4. 3項に規定する範囲を超えて、所属機関外へ ProTranslator EXPRESS/同-Light 翻訳結果の全文または一部の複製物提供または著作物内への引用あるいは分析結果などの二次的情報を開示することは、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに許諾されます。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ上の地位、利用規約等に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第6条（再委託）

当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託先に再委託することはありません。

第7条（表明保証）

当社および ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、利用契約締結前、利用契約締結時から契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- (1) 自己およびその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他 ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの実質的支配権を有する者等（以下総称して「関係者」という）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己およびその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己またはその関係者がが、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのような

ことはないこと。

- (4) 自己またはその関係者が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給し、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自己または第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社および当社の関係先等の名誉や信用を毀損せず、当社および当社の関係先等の業務を妨害しないこと。

第8条（合意管轄）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザと当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第10条（協議等）

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第11条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を隨時変更することができます。なお、この場合には、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、120日の猶予期間において、変更後の新利用規約の内容をProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに通知するものとします。また、特にサービスメニュー変更に関しては、30日間の猶予期間において変更後の新利用規約の内容をProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに通知するものとします。

第2章 利用契約の締結等

第12条（利用契約の締結）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、本利用規約を基に弊社所定ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス申し込み書により申し込みを受理したときに成立するものとします。

2. 本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなすことができます。

第13条（認定利用者による利用の禁止）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、認定利用者などユーザ本人以外にユーザ ID・パスワードを貸し出して、本サービスを利用させることはできません。

第14条（変更通知）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザにかかわる事項に変更があるときは、当社の定めるブラウザのユーザ情報変更方法もしくは当社への電子メール、書面などの手段により相手方に通知するものとします。

第15条（ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザからの利用契約の解約）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、当社が定める当社への電子メール、書面などの手段によって当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第16条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへの事前の通知または催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に利用者の故意又は重過失による虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止、支払不能又は手形・小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押、仮差押若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 利用料金の支払日から 10 日以上経過しても利用料金の一部又は全部を支払わない場合
- (7) 第35条第1項に該当する行為が行われた場合
- (8) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (10) 第7条各号の定めに反していることが判明した場合
- (11) その他利用契約を履行することが不可能又は著しく困難となる事由が生じた場合

2. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第3章 サービス

第17条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、第4章に定めるとおりとし、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザはそのサービスメニュー・セットを利用できるものとします。
2. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第38第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

第18条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。海外からの利用を妨げるものではありませんが、その不具合等について当社一切その責を免れるものとします。

第19条（利用期間と契約解除と契約自動更新）

本サービスの利用期間は、利用開始日から、利用申込書に記載された期間までとします。利用終了日の1か月前までに契約解除の連絡を弊社に通知した場合、弊社は契約解除日から1か月以内にProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザID情報、ID、原文含むプロジェクト情報、翻訳メモリ、用語ベース、アダプテーション対訳、アダプテーションエンジンを削除します。利用終了日の1ヶ月前までに連絡がない場合、自動で1年間延長されるものとします。

第20条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、利用開始日から起算して12ヶ月とします。
2. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第15条に従うことと加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

第21条（導入支援及びサポート）

当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対して本サービスの使用方法、導入・立ち上げなどに関するサポートサービスを提供するものとします。

第22条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第23条（本サービス用設備の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザにその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第24条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへの事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。ただし、当該中断時には速やかに ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへ通知をします。
 - (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザにホームページのお知らせなどの手段を通じて 2 週間前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが第16条第1項各号のいずれかに該当する場合又は ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザへ事前の通知若しくは催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第25条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をも

って利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (2) 廃止日の 120 日前に ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに通知した場合

第4章 サービスマニュ>と利用料金

第26条 サービスマニュ>

以下に記載される各サービスを実現するための翻訳エンジンは以下の通りです。

- ① NICT 汎用 NT、② NICT 特許 NT、③ NICT サイエンス、④ NICT 拒絶理由通知・審決、⑤ DeepL 社エンジン（欧州言語用）、⑥ アダプテーションエンジン、⑦ npat EXPRESS エンジン、⑧ マルチ NMT エンジン（上記①から⑥エンジンから 3 エンジンの組み合わせ）

本サービスは、以下のメニューから構成されます。

1. DocSpread (memoQ オンプレミスサーバーAPI を使用)

出願明細書、一般技術文献、技術文書を対象とした文書ファイルの翻訳をおこないます。ユーザは docx, pptx, xlsx, htm, html, txt および 4. 項記載の xliff のいずれかのファイルフォーマット文書をアップロードすると、原文レイアウト、書式通りの翻訳された docx, pptx, xlsx, htm, html, txt ファイルまたは xliff ファイルと一緒に分析レポート、スコア付き対訳エクセルが納品されます。なお、Trados/Phrase TMS/MemoQ xliff/XTM xlf/xliff ファイルについては、DocSpread 入力文書とすることが可能。原文 sdlxliff/mxliff/mqxlz/xliff/xlf ファイルを DocSpread の入力ファイルとして drag&drop すると、数分程度で翻訳メモリ事前翻訳済みのプロジェクトが生成されます。翻訳済みファイルは sdlxliff/mxliff/mqxliff/mqxlz/xliff/xlf 形式になります。

2. テキスト翻訳

日本語、英語、中国語、韓国語、（フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、オランダ語、ポーランド語、ロシア語）、アジア言語（インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー）のテキスト翻訳システムです。（ ）内の欧州言語は DeepL 社の翻訳エンジンを使用します。なお、独日、日独、仏日、日仏のみ NICT 特許 NT および汎用 NT 翻訳エンジンもご利用いただけます。また、アダプテーションエンジンについてもテキスト翻訳が可能です。

逆翻訳機能がサポートされるため、翻訳精度評価がその場で可能となります。

3. PatSpread

公報番号から原文全文と和訳全文 PDF を npat 独自の世界共通公報レイアウトで提供します。（翻訳言語：英日・中日（簡・繁体字）・韓日・独日・仏日）

発注内容：公報番号・種別

対象特許：US/EP/CN/KR/TW/WO/DE

納品内容（メール納品）：特許原文および翻訳 PDF ファイル、代表図付き抄録エクセルファイル

制限事項：1日の最大発注件数は50件までに制限されます。

4. エクセル翻訳

特許情報検索システムなどからダウンロードされたエクセルファイルについて、英語、中国語、韓国語が混在した発明の名称,要約,請求の範囲の列を指定して、最大1000行までのエクセルを日本語へ翻訳します。(セル単位に自動言語判定します)

5. 管理画面/クライアント・ビジネスユニット管理機能 (ProTranslator EXPRES サービスのみが対象)

用語ベースや翻訳メモリやプロジェクトをクライアント・ビジネスユニット単位に管理可能となります。クライアントの新規作成、ビジネスユニットの新規作成、削除が可能です。

6. 管理画面/用語ベース管理機能 (memoQ API を使用)

用語ベースの新規作成、Phrase TMS の tbx(utf8)ファイルまたは、memoQ 形式の csv(utf16)または, EXPRESS 仕様の xlsx のいずれかのファイルをご利用いただけます。ファイルのインポート機能、用語ベースのエクスポート機能 (memoQ 形式の csv(utf16)または, EXPRESS 仕様の xlsx のいずれかのファイル形式)、用語ベースの削除機能、用語ベースの編集機能が ProTranslator 画面からご利用可能です。なお、これらの機能は、memoQ 社の API を利用しますが、日内の API の使用回数制限はありません。

7. 管理画面/翻訳メモリ管理機能 (memoQ API を使用)

翻訳メモリの新規作成、Phrase TMS の tmx ファイル(utf8)または、memoQ 形式の tmx(utf16)または, EXPRESS 仕様の xlsx のインポート機能、翻訳メモリのエクスポート機能 (memoQ 形式の tmx(utf16:拡張子_memoQ.tmx)または、EXPRESS 仕様の xlsx)、翻訳メモリをアダプテーション用対訳としてエクスポート、翻訳メモリの削除機能、翻訳メモリの完全一致検索機能が ProTranslator 画面からご利用可能となります。なお、これらの機能は、memoQ 社の API を利用しますが、日内の API の使用回数制限はありません。

8. 管理画面/アダプテーション用対訳管理機能 (NICT API を使用)

エクセルまたは utf8 テキスト (タブ区切り) ファイルのインポート、エクスポート、2以上の対訳の結合機能がご利用いただけます。対訳インポート機能には、翻訳メモリからのエクスポートが含まれます。アダプテーションモードとしては、①アダプテーション、②アダプテーション+Example Based Machine Translation(EBMT)、③EBMT の3モードから選択可能です。

9. 管理画面/アダプテーションエンジン管理機能 (NICT API を使用)

アダプテーション用対訳をもとにアダプテーションエンジン構築が可能です。なお、8項、9項のアダプテーションエンジン管理には、アダプテーションエンジンオプション契約が必要です。

10. 管理画面/セグメンテーションルール変更

英語、日本語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）のセグメンテーションルールを設定することができます。

11. 各種文書変換ユーティリティ

・OCR 変換 最大100MBのファイルサイズと400頁までのイメージ pdf ファイルをワード

文書(docx)に変換します。OCR 変換エンジンは AbbyFineReader Server (4 スレッドによる高速処理) を使用しており、18 言語に対応した内蔵辞書による高精度変換が可能です。

- ・pdf⇒docx 変換 pdf を docx に変換します
- ・docx/rtf⇒pdf 変換 docx または rtf ワード文書を pdf に変換します。

12. 生成 AI 利用サービス

- ・生成 AI オプションサービス

Smart-Fixer、Smart-TermBase、Smart-TranslationMemory、ResourceGenerator、LLM アダプテーションからなるサービスが利用可能です。サービス内容は、以下の URL に記載します。<https://npat.co.jp/shared/img/pdf/GererativeAIAssistedTranslation20240318.pdf>

- ・PostEditPro オプションサービス

MT 一括翻訳済みのジョブに対して、自動ポストエディット処理を行うことにより、用語ベース中の指定原文用語を指定訳語に統制する機能、数字・単位・記号の誤り、訳抜け、湧き出し、インラインタグの誤りなどを自動でポストエディットします。

13. 翻訳者管理

5,000 名までの翻訳者を管理することができます。管理項目は、ISO17100 に準拠した翻訳者力量管理をベースとしています。登録した翻訳者の内、契約リンクスト数まで、同時にアクティビ化することが可能で、アクティブな翻訳者（含む PM）のみ対訳エディターを利用できます。また、ワークフロー用のリンクストをマイ・リンクストとしてチェックすると、ワークフローのリンクストアサインのプロダウンメニューに候補リンクストとして表示できます。

14. プロジェクト管理

DocSpread 発注案件単位にプロジェクトとして管理することができます。プロジェクト名 = DocSpread でアップロードするファイル名 + 管理コードのほかクライアント、ビジネスユニット、言語、翻訳エンジンなどの管理項目でフィルタリング可能です。選択プロジェクトについては、EXPRESS のみワークフロー設定が可能です。管理上限件数は特に設けていません。

15. ワークフロー管理 (ProTranslator EXPRES サービスのみが対象)

翻訳者、バイリンガルチェッカー、最終検品者によるワークフローを構築可能です。また、前工程に修正のための差し戻しも可能です。PM (プロジェクト管理者) は、自分の作成したプロジェクトに対して、上記の工程で、翻訳者管理画面でマイ・リンクスト指定した複数リンクストから、各工程のリンクストをアサインすること、期限設定を設けることができます。

16. JAICI 化合物表記翻訳

化学情報協会 (JAICI) で開発された、化合物名を適切に翻訳する技術です。カンマやハイフンなど、機械翻訳が苦手な表記を含む化合物名において、訳抜けやロカント（置換位置）表示の崩れを起こすことなく正確に翻訳するほか、農薬名などの慣用名・一般名も適切に翻訳します。ProTranslator EXPRESS-Light ユーザーおよび、「JAICI 化合物表記翻訳オプション」契約をされた ProTranslator EXPRESS ユーザーが利用できます。

第27条 契約期間と利用料金

- ・契約期間1年間（毎年自動更新）
- ・利用料金は別途利用申込書に記載されます。

第28条（利用料金の支払義務）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、本サービスの ProTranslator EXPRESS/同-Light サービス料金及びこれにかかる消費税等を支払うものとします。なお、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第24条第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

第29条（請求書の料金集計方法と支払方法）

1. 当社は、毎月月間利用状況の集計を行い、それに基づく料金の請求書を ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザーに発行します。請求書には、利用申し込みに記載された固定料金のほか、以下の料金が加算されます。以下の項目で、オプションサービスと記載したサービスについては、該当するオプション契約を行ったユーザーに限定して請求されます。

・**超過文字数料金**: 文字数無制限以外のユーザーに対して、毎月1日から月末までに、DocSpread, テキスト翻訳、PatSpread, エクセル翻訳および (MemoQ エディター) API 翻訳した原文文字数を集計 (PatSpread は実文字数の2倍を計上) し、契約文字数を超過した場合、10万文字あたり1,000円の超過料金を算出し、月度単位の超過料金を加えた金額を請求します。

・**OCR 変換料金**: ProTranslator EXPRESS では1ページあたり20円、ProTranslator EXPRESS-Light では1ページあたり50円の料金が課金されます。

・**アダプテーションエンジンオプションサービス料金**: 1言語ペア2エンジン単位で追加できます。初期費用は1エンジン当たり20,000円（1回のみ）、月額利用料金20,000円/月（2エンジンの料金）が請求されます。

・**生成AIオプションサービス料金**: 生成AIの利用トークンに関して、100万トークンまで月額20,000円の固定料金ですが、100万トークンを超過した場合、1Kトークンあたり0.01\$の超過料金が発生します。

・**PostEditPro オプションサービス料金**: PostEditPro の対象となる原文ワード数が100万ワードまで月額20,000円の固定料金ですが、100万ワードを超過した場合、10万ワードあたり1,000円の超過料金が発生します。

2. 各 ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、請求書発行日から60日以内に請求書に記載された銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの負担とします。

3. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザと集金代行等を行う金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第30条（遅延利息）

ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年5.0%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの負担とします。

第5章 ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの義務等

第31条（自己責任の原則）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。
3. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第32条（ユーザID及びパスワードの管理）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザのユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザによる利用とみなすものとします。
2. 第三者が ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザのユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの行為とみなされるものとし、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザはかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害

を被った場合は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

3. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザがパスワードを紛失した場合(パスワード忘れ)に対処できるようブラウザログイン画面からパスワード忘れの対応を可能とします。

4. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、ユーザ ID 及びパスワードによる利用のセキュリティレベルを向上することを目的に、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザから指定された IP アドレス制限の機能を利用することができます。主な特徴は以下の通りです。

4-1. アクセス制限：あらかじめ設定した IP アドレスからのみログインを許可し、それ以外からのアクセスを遮断します。

4-2. 不正アクセス防止：許可されていない IP アドレスからのアクセスを制限することで、第三者による不正なアクセスを防ぐことができます。

4-3. ネットワークセキュリティ強化：特定の場所からのみアクセスを許可することで、セキュリティレベルを向上させます。

この機能を用いることで、悪意ある第三者がユーザ ID 及びパスワードを不正に入手または推定して、ユーザになりすましを行うことを未然に防御できます。

第33条（禁止事項）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうるプログラムを改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪行為に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11) 本サービスに関して逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバース・エンジニアリング行為、または本サービスのソースコードもしくはプロトコルの解析行為
- (12) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (13) 本サービスを利用して特定商取引法又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する電子メールを送信する行為
- (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与え

るおそれのある行為

- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等の行為又は ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等が提供又は伝送する情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 機密情報等の取り扱い

第34条（機密情報の取り扱い）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報であって、提供の際に機密情報の範囲を特定し、機密情報である旨の表示を明記した情報、ならびに、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザが ProTranslator EXPRESS/同-Light サービスのため、アップロードした翻訳メモリ、用語ベース、原文ファイルならびに翻訳ファイル、それらからなる対訳ファイル、ポストエディット対訳ファイル、アダプテーションエンジンならびにその構築用文書、ProTranslator EXPRESS/同-Light の PM および翻訳者の ID 並びにパスワード、IP アドレス情報、（以下「機密情報」という）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や機密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、利用申込書において定める機密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

3. 前各項の定めにかかわらず、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社は、機密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求若しくは指導により開示すべき情報

を、当該法令の定め若しくは当該官公署の要求若しくは指導に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という）することができるものとします。この場合、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
6. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときまたは本サービス終了後、資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含みます。）を相手方に返還または消去するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。なお、機密情報については、1年間を経過しても有効に存続するものとします。

第35条（個人情報の取り扱い）

1. ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第7章 損害賠償等

第36条（利用不能時の料金減額措置）

当社の責めに帰すべき事由により、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等が本サービスを全く利用し得ない状態（以下「利用不能状態」という）が生じた場合においても料金減額措置は講じられません。

第37条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザに現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は当月利用料金相当額を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第38条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等 ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザの接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(O S、ミドルウェア、D B M S)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザ等が本サービスを利用することにより ProTranslator EXPRESS/同-Light ユーザと第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

以上